

2020年4月から

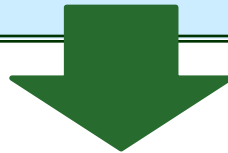
全ての施設で原則屋内禁煙です

《国の改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例、全面施行》

- ◆ 2020年4月1日から、全ての施設において、原則屋内禁煙。
- ◆ 基準を守った喫煙室でのみ、喫煙可能。◆ 喫煙室には20歳未満の方の立入禁止。
- ◆ 適切な標識の掲示が必要。

【みなさまへお願い】

- 店内環境：お店を禁煙にするか、基準に沿った喫煙室を整備するかを決めて、対策（標識掲示・基準に沿った喫煙室設置等）を行ってください。（技術的基準は裏面参照）
- 表示：禁煙の場合も店頭に表示が必要です。
喫煙室を設置する場合は、
店頭と喫煙室の出入口に標識を掲示する義務があります。



店内環境について、
以下の対策から選択してください。

【① 従業員がいる飲食店、または②に該当しない飲食店】

●店内禁煙にする



原則、こちらです。

●喫煙専用室を設置する ＝喫煙室内での飲食等は不可



・店内の一部に設置可 ・たばこ全般の喫煙可

●指定たばこ専用喫煙室を設置する ＝喫煙室内での飲食等も可



・店内の一部に設置可 ・加熱式たばこのみ喫煙可
・お店の広告・宣伝の際に、喫煙室設置を明示

【② 従業員がいない、かつ次の3つの要件に該当する飲食店】

◆2020年4月1日時点で既に営業 ◆客席面積100㎡以下 ◆中小または個人経営

●店内禁煙にする



原則、こちらです。

●喫煙可能室を設置する＝喫煙室内での飲食等も可



・店内の一部又は全部に設置可 ・たばこ全般の喫煙可
・**保健所に届出が必要**

・お店の広告・宣伝の際に、喫煙室設置を明示
・要件を満たすことを示す書類を保管

※従業員がいない飲食店の場合も、喫煙専用室、指定たばこ喫煙室の設置が可能です。



- ・喫煙可能室を設置した場合は、**保健所に届出**をしてください。
- ・様式は町田市のホームページからダウンロードできます。

町田市受動喫煙対策



【シガーバー・スナック】

<要件>

- ・製造たばこ小売販売業の許可を得てたばこの対面販売を行っている／設備を設けて客に飲食をさせる営業をしている。
- ・主食にあたる米飯類、菓子パンを除くパン類、めん類、ピザパイ、お好み焼き等を主に提供していないこと。

※喫煙目的室を設置する＝喫煙室内での飲食等も可



- ・店内の一部又は全部に設置可
- ・たばこ全般の喫煙可
- ・お店の広告・宣伝の際に、喫煙室設置を明示
- ・要件を満たすことを示す書類を保管（製造たばこ小売販売業許可の書類等）

■すべての喫煙室には、共通の技術的基準があります。

- ① 出入口において、喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- ② たばこの煙が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること
- ③ たばこの煙が施設の屋外に排気されていること

《経過措置について》 ＊経過措置期間は未定

建物の構造上の問題等で、屋外に排気できない場合は、上記①②に加え、

- 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること
 - 浄化により室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m³であること
- を満たす脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、たばこの煙を十分に浄化して喫煙室外に排気してください。

屋内全部を喫煙可能とする喫煙可能店の場合は②のみ遵守

■配慮義務

健康増進法により、以下のとおり**配慮義務**が定められています。

- ・喫煙者は、喫煙をする際は、周りの状況に配慮しなければなりません。
- ・施設の管理権限者やその他管理者は、喫煙場所を置く際に、**受動喫煙が起こることのないよう配慮**しなければなりません。

■喫煙ルールに違反した場合

保健所による指導・助言、勧告・公表・命令、立入検査のほか、過料の対象となる場合があります。

受動喫煙防止対策に関するお問合せ・ご相談は、
以下の専用相談窓口または「とうきょう健康ステーション」まで！

【町田市受動喫煙防止対策専用相談窓口】

電話相談：042-860-7830（通話料のみかかります。）

来所相談：市庁舎7階705窓口

午後1時～午後5時（土日、祝日、年末年始を除く）

※受付時間が変更となる場合があります

【東京都受動喫煙防止対策相談窓口】

電話相談：0570-069690（通話料のみかかります。）

午前9時～午後5時45分（土日、祝日、年末年始を除く）

【東京都福祉保健局ホームページ「とうきょう健康ステーション」】

東京都受動喫煙防止条例

